

「適正」な漁場利用の多様なあり方についての若干の分析 —佐渡・沖縄・台湾の沿岸域における伝統的なタコ漁の事例から—

新垣 夢乃

神奈川大学歴史民俗資料科学研究科 博士課程

緒言

現在、いわゆる伝統的な漁業が、「資源の持続可能な利用」という側面から注目を集めている¹⁾。いわゆる伝統的な漁業が現在までおこなわれてきたということ自体、その内になんらかの持続可能性が含まれていると考えることができるだろう。この持続可能性とは、各地で一樣なものであるというより、多様な形で機能する社会的制度に裏付けされながら、地域社会ごとに異なる形をみせてきた。たとえば、日本の漁場利用は、近世から地域社会内において、その利用方法や分配方法が取り決められてきたという特徴がある。そのため、地域社会の漁場利用のあり方からは、地域社会において歴史的に意味づけられてきた「適正」な資源分配の状況についてみるることができる。以下では、各地域の伝統的なタコ漁を対象として、「適正」な漁場利用の多様な形を提示し、それぞれの特徴を分析してみたい。

研究の目的と方法

本研究では、調査対象地域として、佐渡島（柳沢村落）、沖縄本島地域（比嘉村落）、台湾の離島（緑島、七美嶼）を設定した。これらは、古くは近世から沿岸域でタコ漁がおこなわれてきた地域である。本研究では、①漁法の比較、②近代における日本国家に対する漁業権免許申請の状況について分析した。この作業を通して、各地域社会における「適正」な漁場利用のあり方の特徴を導き出すことを目的とした。

考察と今後の課題

1. 柳沢のタコ漁場利用

柳沢では、海底の穴や窪みなどに潜むタコをヤスとよばれる鉋で突き獲る漁がおこなわれる。柳沢では、タコが潜む海底の穴や窪みをタコイシとよび、そこは近世から明治後期までは村の一部の家の者に占有されていた²⁾。現在でも、柳沢では、販売と自家消費、もしくは

近所の人々に手土産とすることを目的としたタコ漁がおこなわれている。

このようなタコ漁場の占有については、柳沢と同じ日本海地域にある山形県酒田市飛島でも同様の事例が近世から現在まで存在してきたことが確認できる。一方、柳沢では近代に入ると、タコ漁場の占有に対して漁場開放を求める動きがおこっている³⁾。調査からは柳沢では、資料1にみるようなタコ漁場の開放があったことが



写真1 磯での漁の風景



写真2 ヤスの使い方を説明する漁師

明らかになった。

柳沢におけるタコ漁場の開放と共有化は、漁場という場自体の共有化のみならず、利益の一部を共有化するという二重の共有化の仕組みを有している。漁場の共有化がなされても、タコ漁場を利用する技能に関しては、依然として旧来からタコ漁場を占有してきた者が他の住民に比して優位な位置にあったことには変わらない。そのため、この二重の共有化の仕組みは、従来からタコ漁場を占有してきた者が漁獲量において優越していたとし



写真3 ヤスの先端部分

ても、利益の1割は共有化することができる優れた共有化の仕組みであったといえる。

以上のことから柳沢では、漁場利用における個人の技能差による利益の格差が認められる一方で、その利益を村落に還元することで村落員全員の利益へと転換するという「適正」な漁場利用のあり方を見出すことができる。

2. 比嘉のタコ漁場利用

比嘉では、タクヌヤーとよばれる海底の穴や窪みに潜むタコをイグンとよばれる銚で突き、次にカキヤーとよばれる先端がカギ状の銚で引き出して捕獲する漁がおこなわれてきた。現在でも、比嘉では、自家消費と販売を目的としたタコ漁がおこなわれている。

かつての琉球王国において、具体的にどのような漁場利用に関する規則や実態があったのかは、まだ十分に明らかにはなっていない。だが、近代になると、沖縄県内の一部の地域にのみ漁業権を認める形で、漁業を独占させ漁業を産業として発達させようとする動きがあったことが明らかになっている⁴⁾。それによって比嘉もそれまでの漁場利用の侵害が起こった。たとえば、漁業権を有した糸満地域の漁師が漁業権を持たない比嘉の漁場を侵害したために1909年に「浮原事件」とよばれる漁場争いが起こっている⁵⁾。この事件後の1910年、比嘉にも漁業権が認められ、比嘉から漁業権免許の申請がなさ

明治三十六年
蛸場共有取極メ証
(中略)
蛸場共有物トナルニ付取極メ一今般水面専用改正
ニ相成リ誘蛸場旧来者A氏并ニB氏ト定メ慣行漁
業トシテ他人〇〇漁業ハ決シテ致サセズトノ規則
ニテ一村協議ヲ以テ共有物トナシ茲ニ明治参拾五
年旧七月相互約定ヲナシ旧持主兩人工金参拾五円
四拾四錢六厘ヲ村内ニテ相渡シ以後子孫ニ至ル迄
テ共有物トシテ左ニ連署スル名員ハ〇意〇〇護致
ス〇
但シ大蛸取上金高ノ内壹割ヲ村内積立金トシ
テ村内エ納〇リ金保存者八年ノ漁業惣代トシ
年々十二月廿日取上金ノ内壹割ト元利子共取
立精算シテ翌年ノ惣代ニ相渡ス〇此積立金五
拾円以上ト満チタレバ村内協議ヲ以テ処分ス
ル〇此金惣代預ケノ利子一ヶ月五厘ト定メ前
規約及取上今高等取隠シタル者発見セバ其期
ヨリ誘漁業ハ一切村内ニ於テ差〇ニシ〇

(以下、省略)
佐渡郡赤泊村字柳沢

資料1 『蛸場共有取極メ証』

(両津郷土博物館所蔵。個人名に関しては仮称に置き換えた。〇は解読不明の文字)

れている。そこには「鉾突」としてタコ漁も含まれていることを確認することができる⁶⁾。

だが、聞き取り調査によると、戦前の比嘉では漁業権の問題を各個人が気にすることはなかったという。そ



写真4 カキヤー（上）、イグン（下）



写真5 比嘉のタコ漁の様子

のため、この比嘉の漁業権免許は、村落の外部に対して自己の漁場を守るためのものであったことがわかる。比嘉のタコ漁場の利用には、ほとんど規制が存在しない。それは、タコ漁場は誰が利用してもよいとされたためである。唯一の規則は、タクヌヤーの位置情報を決して人に継承してはならぬというものであった。これは、自分の子息であっても同様であった。

以上から比嘉では、タコ漁場の利用は他村落に対しては排他的な権利であることがわかる。一方、その内部においてはどのような個人であっても一から自身のなわばりとなるタコ漁場を開拓利用する必要があり、次世代はそれを継承できない。つまり、各個人が機会均等な漁場利用をおこなうという「適正」な漁場利用のあり方を見出すことができる。

3. 台湾のタコ漁場利用

緑島では、海底の窪みに潜むタコを「漁槍」とよばれる鉾で突き獲る漁がおこなわれる。現在、緑島では、国家によりタコ漁が全面禁漁とされ、タコ漁の様子を確認することができなかつた。そのためここでは、タコ漁の様子をみることができた七美島の漁法を報告することにしたい。台湾では航海安全の神とされる媽祖の誕辰の農暦（旧暦）3月23日からタコが獲れるようになり、初夏頃までが漁期となっている。潜水漁で獲られたタコやその他の魚介類は、台湾の都市部では高値で取引されるという。そのため、通常は観光業などに就く人々も、観光業の休閑期に潜水漁をおこない収入を得ている。この収入を老後の資金や将来嫁ぐ娘の婚資として貯蓄しておくという話もよく聞かれる。

緑島では、日本統治時代の1932年に「専第二六号」として漁業権申請がなされており、そこには「裸潜漁業」としてタコ漁の記述がある⁷⁾。しかし、緑島は戦

免許番号	漁業権者		免許年月日	存続期間
	住所	氏名		
3893	沖縄県中頭郡勝連村字比嘉	浜比嘉漁業組合	明43年9月15日	自 昭5年9月16日 至 昭25年8月31日
漁業の種類				
1、さざあ繰網 2、廻高網 3、鰻廻網 4、磯魚白網廻網 5、ひち廻網 6、蝦歩行曳網 7、建干網 8、磯魚刺網 9、しゆく狩抄網 10、ひち抄網 11、手籠 12、鉾突 13、儒艮 14、海鼠 15、緑蟠亀 16、海栗 17、夜光貝 18、高尻貝 19、子安貝 20、しゃこ介 21、真珠介 22、海人草 各漁業				

資料2 1910年に比嘉より申請された専用漁業権の内容



写真6 出漁時の様子



写真7 海底の窪みを探索する様子



写真8 漁槍を構える様子



写真9 漁槍の先端部分

後、島民のほとんどが台湾本土に移住し、その後新たな住民が居住したという経緯を持つ。そのため、この漁業権申請がなされた当時のタコ漁の漁場利用の仕組みとその後の漁場利用の仕組みとの間にどのような連続性と断続があるのかを把握することが今後の大きな課題となる。

4. 小 括

漁法を比較すると、沖縄と台湾には潜水によってタコ漁がおこなわれるという共通点がある。さらに、全地域に共通するのは鉈を利用する点である。だが、鉈の形状については、沖縄は先端が1本の鉈、佐渡が2本の鉈、台湾が3本の鉈というそれぞれの特徴がみられた。今後、この漁具の差異がいかなる意味を持つのかを考えることが1つの課題として挙げられる。

また各地の事例からは、各個人の機会均等を図る「適正」な漁場利用と、漁場から得られたすべての利益の内

一部を村落に還元するという「適正」な漁場利用の仕組みを見出すことができた。この2つの異なる方向性をもつ仕組みを、持続可能な利用という面からみた場合、その差異がどのような意味をもつのかを考えることが今後の課題となるだろう。

謝 辞

本研究を遂行するにあたり、公益財団法人三島海雲記念財団より助成金を賜りました。ここに記して関係各

位に厚く御礼申し上げます。

文 献

- 1) E. Ostrom: *Governing the Commons—The Evolution of Institutions for Collective—*, Cambridge University Press, 1990.
- 2) 赤泊村史編纂委員会編：赤泊村史，上巻，赤泊村，1982.
- 3) 新垣夢乃：東北民俗，48, 73–90, 2014.
- 4) 沖縄県農林水産行政史編集委員会編：沖縄県農林水産行政史（第7巻），農林統計協会，1983.
- 5) 福田恒禎編：勝連村史，勝連村，1966.
- 6) 沖縄県農林水産行政史編集委員会編：沖縄県農林水産行政史（第18巻），農林統計協会，1985.
- 7) 岩崎小虎編：台湾水産雑誌，203, 台湾水産協会，1932.